

## 第7章 計画の推進体制と進行管理

### 7-1 推進体制

人口減少や少子高齢化が特に深刻な課題となっている新温泉町において、文化財の保存・活用を推進するためには、庁内の運営体制の整備を図るとともに、本計画の中心的な推進主体となる「町民等」（町民や自治会等の組織、町内の活動団体、町内の民間企業・事業者、町内に通勤・通学する者）、「行政」（新温泉町とその関係機関等）、「専門家」（大学・研究機関等の専門家、ヘリテージマネージャー、文化財保護審議会等の組織）の相互の連携のもとに、「町外の関係機関」（国（文化庁）や兵庫県、関係する市町など）や「町外の人や企業」（出身者や本町を訪れる観光客・来訪者、新温泉町において活動を行う団体や事業を行う旅行者等の民間企業）を積極的に巻き込みながら取組を推進することが欠かせません。

新温泉町の文化財の保存・活用に関わる多くの主体が協働して、着実に計画を推進できるよう、庁内の運営体制及び各主体間の連携体制を次のように整備して、本計画を推進していきます。

なお、各主体は表 7-1～7-2 のとおり設定します。

#### （1）行政（新温泉町とその関係機関等）の運営体制

文化財の保存・活用の担い手の育成や情報発信、継続的な調査、文化財指定等や関連法制度に基づく指定等による保存の措置、保存・活用のための整備など、本計画の骨格となる施策を中心となって実施してだけでなく、関係するさまざまな主体が連携して取り組むことができるよう、制度や体制を整えることが、行政としての新温泉町の重要な役割です。

そのためには、文化財担当部局の体制の充実を図ること、そして、庁内の関係部局や関係機関、学校（小・中学校、高校<sup>1)</sup>）との連携体制を構築することが不可欠であり、次のように庁内の運営体制を整備します。

##### ① 文化財担当部局の体制

本計画の推進にあたっては、文化財保護の主管課である生涯教育課において、文化財に関する専門知識を有し、文化財の調査・保存・活用・整備を総合的に監理しながら地域のまちづくりへと結び付けることができる人材・組織体制が求められます。新温泉町では、文化財専門職員の育成とともに、人員体制の充実を図りながら計画を遂行します。

##### ② 庁内関係部局間の連携

生涯教育課を中心に組織・開催する庁内会議を基軸とし、随時協議の場を設けることにより、庁内関係部局間の連携を図り、文化財の保存・活用と関連分野の施策の調整のもとに事業を効果的に推進します。また、関係各課職員への本計画内容の周知を図り、異動等に際しても円滑に計画を推進できる体制を築きます。

##### ③ 新温泉町関係機関の連携

新温泉町観光振興協議会のもと、2つの観光協会（浜坂観光協会、湯村温泉観光協会）の連携を強化し、文化財の観光資源としてのより一層の活用を進め、町域全体としての一体的な魅力を創出します。

また、各観光協会や新温泉町文化協会、新温泉町ジオパークネットワーク、文化財の保存・活用に関する施設等の相互の調整や意見交換の場を設け、各々の分野・施設の特徴を活かした魅力的な情報発信やイベントを開催します。

<sup>1)</sup> 兵庫県立浜坂高等学校は兵庫県教育委員会の所管ですが、小中高の連携促進の視点から、ここでは行政（新温泉町とその関係機関等）の項目で併せて示しています。

#### ④ 学校との連携

学校教育における「ふるさと教育」を通じて、歴史文化の魅力をわかりやすく伝え、次世代が新温泉町の歴史文化に興味をもつことができる機会の充実を図るため、「コミュニティ・スクール」の導入を通じた庁内各部局と町内の学校、地域の活動団体等の連携を強化します。特に、学校教員との連携においては、それぞれが新温泉町の歴史文化に対する理解を深めて、教育に活かすことができるよう研修会や勉強会を開催して支援するとともに、文化財の保存・活用を担う一員として、調査・研究をはじめとした各種取組に積極的に参加・協力してもらえる体制を築きます。また、小学校・中学校・高校のそれぞれの段階に応じて、継続的に地域の歴史文化に触れ合い、学び、歴史文化を活かす取組を体験・実践できるよう、小中高間の連携や科目間の連携を図ります。

### (2) 主体間の連携体制

「町民等」、「行政」、「専門家」を中心として、「町外の関係機関」、「町外の人や企業」の各主体が図 7-1 のように連携して計画を推進していくこととします。

なお、この連携体制の構築にあたっては、「町民等」、「行政」、「専門家」の3つの中心主体を横断する組織として、文化財保護法第 183 条の 9 に基づく「新温泉町文化財保存活用地域計画協議会」（事務局：生涯教育課）を設置し、本計画に関わるさまざまな主体の連携・調整を図るとともに、計画の進捗管理や円滑な事業の実施に向けた協議・情報共有・調整等を行うこととします。

新温泉町と各主体の具体的な連携体制は、次ページ以降のとおり構築していきます。

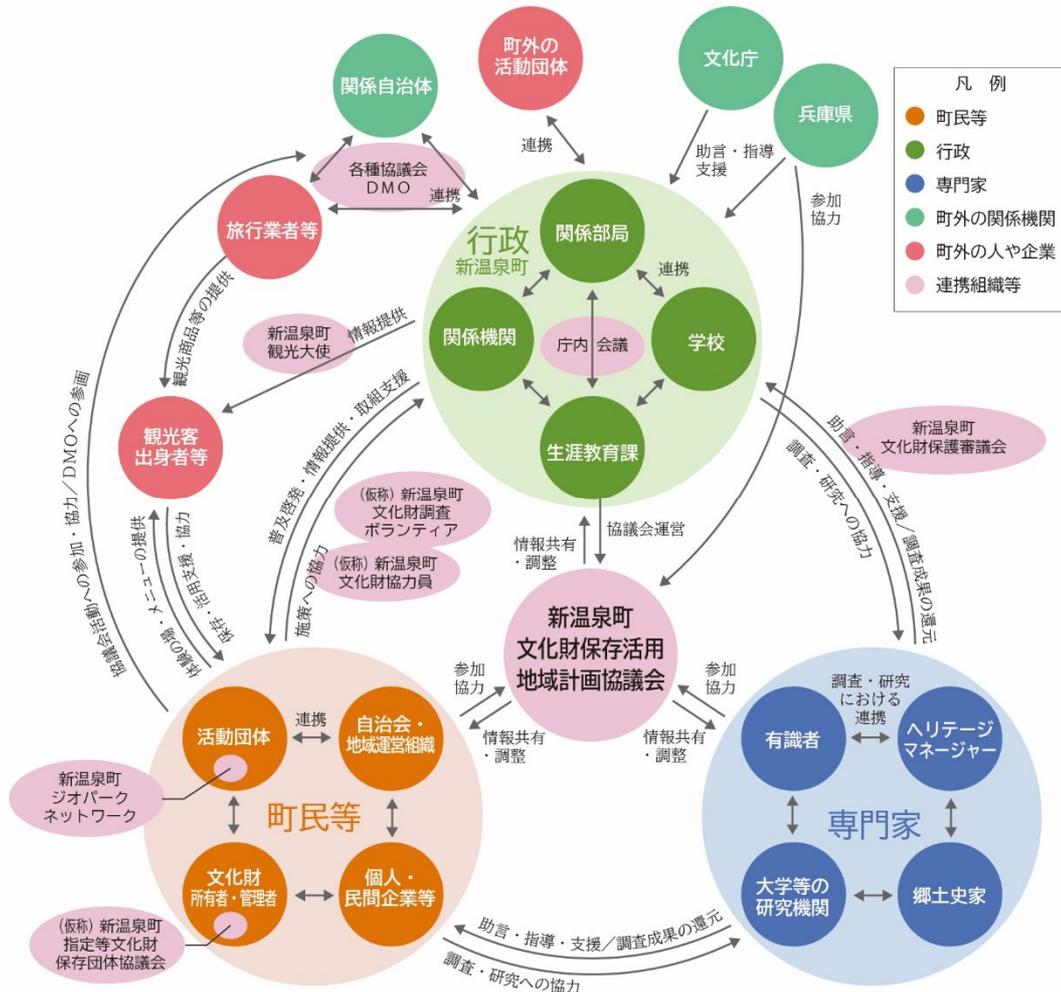


図 7-1 主体間の連携イメージ

## ① 町民等との連携体制

町民等は、一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、新温泉町や自らが暮らす地域の歴史文化に興味・関心を持ち、自主的に学び、考え、文化財の保存・活用の取組を実践していくことが期待されます。

新温泉町では、新温泉町の多様な媒体を通じた歴史文化情報の発信や生涯学習講座・イベントの開催などを通じて、町民等による自主的な取組を支援します。また、郷土史講師育成講座等の開催や、「(仮称)新温泉町文化財調査ボランティア登録制度」の創設による町民等と連携した文化財調査体制の構築などにより、文化財の保存・活用のリーダー的な人材の育成を支援します。

### ア) 文化財所有者・管理者との連携

文化財所有者・管理者の大半は、町内の個人や法人、自治会等です。文化財所有者・管理者は、所有又は管理する文化財の価値を認識し、防災・防犯を含めた適切な保存・管理に継続的に取り組むとともに、地域の魅力づくりに資する活用や公開等について参加・協力していくことが求められます。

新温泉町では、指定等文化財の所有者・管理者による保存・管理に対する技術的・財政的な支援を引き続き実施するとともに、指定等文化財の保存団体が抱える課題の把握、意識啓発や団体相互の意見・情報交換等の場としての「(仮称)新温泉町指定等文化財保存団体協議会」を設立して、連携の強化を図ります。

一方、指定等を受けていない文化財は、所有者・管理者に価値が十分に認識されていないものも多いため、新温泉町では、文化財データベースの提供や文化財の価値の情報発信、保存・管理に係る意識啓発に取り組むとともに、新温泉町登録文化財制度の創設による保存・活用の取組に対する支援体制を整備します。

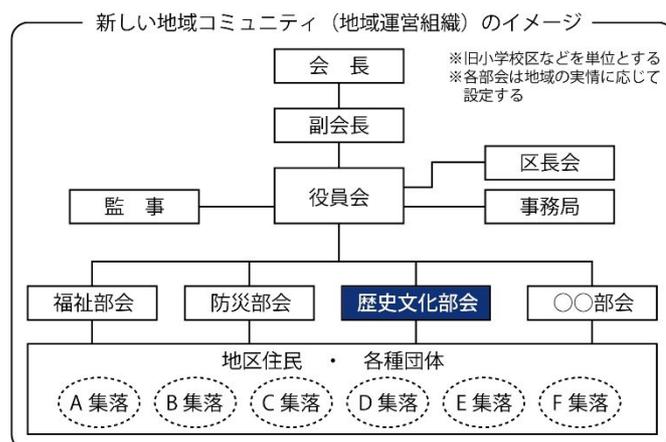
また、指定等の有無にかかわらず、文化財を活用した事業を実施する場合には、価値を損なわないための適切な措置についての助言・指導を行います。

### イ) 自治会及び地域運営組織との連携

文化財の保存・活用は、さまざまな地域課題の解決に向けた手掛かりにもなり得ることから、自治会や地域運営組織では、まちづくりの各種取組と文化財を積極的に関連づけた活動を推進することが期待されます。

自治会との連携にあたっては、自治会長を通じた連携・協力体制を継続するとともに、新たに創設する「(仮称)新温泉町文化財協力員」制度を通じて、自治会員への意識啓発・情報発信、日常的な管理・点検、調査や文化財情報の収集などの各面において、より一層の連携の強化を図っていくものとします。

『新しい地域コミュニティづくり基本方針』(令和3年(2021)2月)において設置が提唱されている地域運営組織については、これまで2件(八田地区、奥八田地区)が設立されており、新温泉町では、今後も設立に向けた支援を行います。この地域運営組織については、地域の実情に応じて部会を設定していくこととしており、それぞれの組織に「歴史文化部会」を設置し、区域内の文化財の調査や保存・活用の方策の検討・実践等を通じて、自治会間での連携・協力した取組を推奨していきます(図7-2)。



(『新しい地域コミュニティづくり基本方針』をもとに作成)

図7-2 地域運営組織のイメージと

歴史文化部会の設置の推奨

### ウ) 活動団体や民間企業等との連携

活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学びながら活動を推進するとともに、情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努めることが期待されます。また、商工

会や民間企業については、自社の持つノウハウの活用・協業などを通じて、町民等や行政、専門家が行う文化財の保存・活用の取組に積極的に参加・協力することが期待されます。

新温泉町では、活動団体や民間企業等に対して、課題や活動の方向についての聞き取りや随時情報共有・交換等を行いながら、一層の連携体制を構築していきます。また、民間の活動団体や民間企業等で、新温泉町の文化財の保存・活用に積極的に取り組む団体等については、文化財保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2）への指定を推進し、より一層の取組の推進並びに連携体制の拡充を図ります。また、観光ガイドについては、新温泉町ジオパークネットワークのもと、町からの情報提供や会員相互の情報交換・意見交換のもとに、歴史文化に関するガイド内容を充実させ、その連携の強化を図っていきます。

また、防犯においては、今後は新温泉町防犯協会と連携して、今まで以上に文化財防犯体制を構築して取組を推進していきます。

## ② 専門家との連携体制

### ア) 有識者との連携

文化財の保存・活用に係る有識者は、豊富な知識と経験を活かして、町民等や行政による調査・研究や保存・活用などに対して指導・助言を行い、新温泉町における文化財を活かしたまちづくりを適切な方向へと導くことが期待されます。特に、文化財の修理や活用のための現状の変更などを行う場合には、その価値を適切に保存するための措置について、専門的な視点から助言・指導や技術的支援を行うことが期待されます。

新温泉町では、これまでも新温泉町文化財保護審議会からの専門的な調査指導・修理指導・助言を受けて事業を進めており、今後も審議会体制の拡充整備を図りながら、有識者とのより一層の連携を図り、文化財の適切な保存・活用を推進します。

### イ) 大学等の研究機関やヘリテージマネージャー、郷土史家との連携

大学や博物館などの研究機関やヘリテージマネージャー、郷土史家等の専門家は、新温泉町が実施する文化財調査、生涯学習や講演会などの担い手育成のための事業に協力することが期待されます。また、自らも新温泉町をフィールドとした調査・研究を継続的に実施し、新温泉町の歴史文化の新たな価値やさらなる魅力の把握・創出に努めるとともに、その成果を分かりやすく発信し、地域へと還元することが期待されます。

新温泉町では、これらの調査・研究活動を積極的に支援し、協力体制の拡充を図ることにより、県内外の研究者・大学生等を文化財の保存・活用の支援者や新たな担い手として取り込んでいくとともに、災害発生時の文化財レスキュー・文化財ドクターとしての円滑な支援のための体制構築を図ります。

## ③ 町外の関係機関との連携体制

### ア) 文化庁・兵庫県教育委員会との連携

文化庁及び兵庫県教育委員会との情報共有のもとに、適宜指導・助言等を受けながら、本計画を推進します。特に、国・県指定等文化財の保存や整備、現状変更等においては、文化庁及び兵庫県教育委員会の指導・助言を受け、文化財の適切な保存措置並びに活用施策を展開していきます。

国の登録文化財制度では、認定地域計画の計画期間内に限り、認定市町村の教育委員会が、当該市町村の区域内の文化財の文化財登録原簿への登録を提案することができるとされています（文化財保護法第183条の5）。新温泉町では、登録を目指す文化財が登録基準を満たすかどうかについて、新温泉町文化財保護審議会の意見を聴き、兵庫県教育委員会との相談の上で文化財登録原簿への登録の提案を行うものとします。

### イ) 関係自治体との連携

新温泉町には、町外各地の文化財との関係の中で、より一層魅力的なものとなる文化財が数多く見られま

す。このため、兵庫県や関係市町村等と連携・協力して保存・活用の取組を推進することが期待されます。

これまでも、それぞれのテーマに応じて、日本遺産では、「北前船日本遺産推進協議会」と「日本遺産「麒麟のまち」推進協議会」、ユネスコ世界ジオパークでは「山陰海岸ジオパーク推進協議会」、農業遺産では「「美  
方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会」が組織されています。また、日本遺産に関連して、「麒麟のま  
ち」圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県新温泉町・香美町）を対象としたDMO  
（観光地域づくり法人）として「(一社) 麒麟のまち観光局」も組織されています。さらに、「但馬定住自立圏」  
の形成に関する協定や「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携協約を締結して、文化財分野を含めた  
より広い分野での連携事業を実施しています。今後も、引き続きこれらの協議会やDMO、連携協定・協約の  
もと、また、各分野の制度・事業等を通じて、兵庫県や関係市町村等と連携した取組を推進していきます。

#### ④ 町外の人や企業との連携体制

新温泉町では、新たな担い手の確保・育成に向けて、町外の人や企業との連携・協力体制の強化が特に重  
要な課題であり、観光客や出身者等が継続的に新温泉町の文化財の保存・活用に関わる仕組み、旅行者等  
の町外企業による文化財の観光資源としての活用を通じて地域が潤う仕組み、並びにその財源を活かしたさ  
らなる保存・活用施策へと循環できる仕組みを継続的に検討していきます。

##### ア) 観光客との連携

観光客は、文化財に直接接し、さまざまなサービスや商品の購入を通して、地域に経済的利益をもたらす  
役割に加えて、文化財の保存・活用の支援者となり、新たな担い手となってもらうことが期待されます。そ  
のためには、魅力的な情報発信を通じて多くの観光客に訪れてもらい、「文化観光」（94 ページ参照）を楽し  
む中で、町民等と観光客とが良好な関係を築いていく必要があります。新温泉町では、各自治会・地域運営  
組織に対する意見・要望等の聞き取りや随時情報共有・交換、観光客のニーズの把握等を行い、相互の調整  
を図り、それぞれの地域に応じた観光客との連携体制のあり方を検討していきます。

##### イ) 旅行者等との連携

旅行者は、新温泉町の文化財を活かして、観光商品などを造成していく役割を担い、提供する観光商品  
を介して、観光客を文化財の保存・活用の支援者や担い手へと醸成することが期待されます。

新温泉町では、観光客が地域の歴史文化と深く関わり、理解を深める「文化観光」を推進できるよう、旅  
行者と町民等との十分な協議による合意形成の支援を行います。また、歴史的建造物の改修・整備による  
活用や町内の周遊環境の整備、観光商品の広報・販売促進等に向けて、旅行者や交通業者、金融機関、広  
告業者、通訳・翻訳業者などとも積極的に連携を図っていきます。

##### ウ) 出身者等との連携

出身者や新温泉町にゆかりのある人は、文化財情報の発信、祭りや行事への参加、ふるさと納税やクラウ  
ドファンディングなどのさまざまな形で新温泉町の文化財の保存・活用を支援することが期待されます。

新温泉町では、ホームページや SNS、新温泉町観光大使制度、各小中学校・高校の同窓会、二十歳のつどい  
等を活用しながら、歴史文化に関する積極的な情報発信をできる体制を整えるとともに、出身者等が文化財  
の保存・活用に積極的に関わることができる仕組みづくり（制度や支援メニュー等）を継続的に検討します。

##### エ) 町外の活動団体との連携

兵庫県内や但馬地域、山陰地方など、広域を対象に活動する NPO 法人等の活動団体が実施する調査・研究  
活動に協力し、新温泉町の歴史文化の広域的な位置づけの明確化を通じたさらなる魅力の創出を図るとも  
に、それらの団体からの提案や支援等を受けることにより、文化財の担い手育成事業や歴史文化を活かした  
地域の活性化事業等のより効果的な展開を図ります。

表 7-1 行政の体制

区分	主体	概要	
行政	新温泉町	教育委員会 生涯教育課	【文化財保護主管課】 ・社会教育係：生涯学習、施設管理、人権教育、青少年健全育成、芸術文化に関する事など。 (構成：職員数 24 名、うち専門職員 3 名)
		総務課	・公文書の管理・整理など。
		企画課	・町行政の総合計画に関する事、統計及び広報に関する事、地域情報化に関する事など。
		町民安全課	・消防及び防災・防犯に関する事など。
		商工観光課	・商工業振興・地域振興、国際交流・町外交流、イベント、観光振興に関する事など。(新温泉町ジオパークネットワーク事務局)
		農林水産課	・農業、林業及び水産業の振興に関する事など。
		建設課	・道路・橋梁・河川等の計画・調査等や都市計画、街路事業、公園事業、景観形成、中心市街地活性化事業に関する事など。
		地域振興課	・CATV に関する事など。
		牧場公園課	・兵庫県立但馬牧場公園の維持管理・運営、活性化のための事業、広報、研修等に関する事など。
	教育委員会 こども教育課	・認定こども園・小学校・中学校のふるさと教育に関する事など。	
	新温泉町関係 機関	浜坂観光協会	・浜坂地域における観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務。
		湯村温泉観光協会	・温泉地域における観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務。
		新温泉町観光振興 協議会	・観光団体の一体化に向けた調査研究活動、共同宣伝物の発行、各種イベントの相互支援など。(浜坂観光協会・温泉町観光協会で組織)
		新温泉町文化協会	・芸能発表会、作品展等の開催、文芸誌「しんおんせん」の発行、・但馬をはじめ他市町文化協会との交流など、郷土文化の発展向上に寄与するための事業。
		新温泉町ジオパーク ネットワーク	・新温泉町の全国に誇れる地質遺産、歴史・文化及び自然についての学習・啓発とともに、さまざまな事業を計画・実施し、住民の誇りと愛着の醸成、新温泉町の活性化につなげる活動。
		文化財の保存・活用 に関する施設	・文化財の保存・管理・収蔵、展示・公開等。 (令和 4 年 (2022) 現在：16 施設) →図 3-2 参照

表 7-2 連携を推進する関係機関や団体等

区分	主体	概要	
町民等	(個人)	(仮称)新温泉町文化財調査ボランティア ※登録制度を創設予定 ・ボランティアで新温泉町内の文化財の調査に参加・協力する。	
	文化財所有者・ 管理者	文化財保存団体	・特定の文化財を対象として、保存・活用に向けた活動を行う。 (令和 4 年 (2022) 現在：30 保存会) →表 3-2 参照
		(仮称) 新温泉町指定等文化財保存団体協議会	※設置予定 ・新温泉町内の指定等文化財の保存団体相互の意見交換・情報交換を行う。
	地縁組織、 地域のまちづくり組織	自治会	・自治会の区域における住民相互の連絡、環境の整備、文化財の日常的な維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。
		文化財協力員	※自治会ごとに 1 名委嘱予定 ・文化財の調査や保存・活用、町民の意識啓発等を行う。
	活動団体	地域運営組織	・小学校区 (旧小学校区)、地区公民館活動などを単位とし、自治会が担っていた自治・共助機能の補完や地域内の様々な主体と連携して地域課題に対応していく役割を担う。
		文化財の保存・活用に取り組む団体	・自然環境、民俗特定の歴史文化の地区やテーマを対象として、保存・活用に向けた活動を行う (NPO 法人等を含む)。 (令和 4 年 (2022) 現在：12 団体) →表 3-3, b1~b12 参照
		新温泉町商工会	・地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行う。
	新温泉町防犯協会	・防犯に関する意識啓発活動や防犯パトロール等を行う。	

専門家	文化財保護審議会	新温泉町文化財保護審議会	・文化財の保存及び活用に関する事項についての審議。(文化財に関し識見を有する者15名以内で組織)	
	大学等の研究機関	芸術文化観光専門職大学	・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成を図る大学。文化財に関する調査などで連携。	
		兵庫県立考古博物館	・古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究等の業務。	
		兵庫県立歴史博物館	・郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究等の業務。	
		兵庫県立人と自然の博物館	・「人と自然の共生」をテーマとした自然史系の博物館として、研究活動、資料の収集や収蔵管理、展示、セミナーなどの生涯学習、シンクタンク活動等の業務。	
	ヘリテージマネージャー	ひょうごヘリテージ機構	・地域に眠る文化財を発見し、保存し、まちづくりに活かすための活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。	
		兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会	・県内の樹木など、天然記念物の保存・活用に関する活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。	
		兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会	・県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。	
	町外の関係機関	兵庫県	兵庫県教育委員会文化財課	・歴史的・学術的価値の高い県内文化財の指定・保護、文化財の普及・活用に係る業務。
			兵庫県企画部地域振興課	・地域再生や集落再生に関する事業や地域おこし協力隊・ネットワークや交流を通じた地域づくり活動支援、地域資源の総合的な活用の推進や山陰海岸ジオパークの推進に関する業務。
兵庫県まちづくり部都市政策課			・景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区や大規模建築物等の景観形成、緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく適正な土地利用や森林・緑地の保全・緑化の推進等に関する業務。	
関係自治体との連携のための協議会等		北前船日本遺産推進協議会	・日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の魅力発信のための情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究、公開活用のための整備の事業推進。(48市町で構成)	
		日本遺産「麒麟のまち」推進協議会	・日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境―幸せを呼ぶ、霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」―の魅力発信のための情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究、公開活用のための整備の事業推進。(1市6町の行政・観光協会などで構成)	
		山陰海岸ジオパーク推進協議会	・地球活動遺産をはじめとした多様な地域資源の保全、教育やツーリズム、地域産業への活用などに関する事業。(3府県6市町の職員と専門員等で構成)	
		「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会	・「人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム」の保存・活用事業。(香美町・新温泉町、たじま農業協同組合及び兵庫県関係機関、畜産関係団体、地元商工団体など23団体で構成)	
		(一社)麒麟のまち観光局	・「麒麟のまち」圏域(鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県新温泉町・香美町)を対象とした、観光資源の掘り起こし・観光商品造成事業、旅行関連事業、広報宣伝事業、観光関係人材育成事業、地域産品の開発・販売事業等。	
町外の人や企業		活動団体	NPO 法人但馬の匠を育てる会	・但馬地方に古くから引き継がれてきた伝統的技術等の建設技能者の育成を通じて、但馬地方全体のまちづくりの推進、経済活動の活性化を図ることを目的とした団体。
			NPO 法人但馬自然史研究所	・生物の調査研究や環境の保全活動、子どもへの健全育成を念頭に置いた環境体験教育に関する事業等を行い、但馬地方・兵庫県の豊かな自然の次世代への継承等を図ることを目的とした団体。
	観光客や出身者等	新温泉町観光大使	・新温泉町の観光資源の情報発信等を行う。(町出身者を中心に任命、任期2年間・更新可)	
		※今後、連携施策の熟度に応じて、観光客や出身者等との連携のための組織等の設立を検討する。		
	旅行者等	※今後、旅行者、交通業者、広告業者、金融機関などと協議の上、検討する。		

※上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

## 7-2 計画の進行管理

### (1) 進行管理の枠組み

本計画に基づいて、各年度において着実に事業を実施するとともに、定期的に事業内容や効果の点検・自己評価並びに施策の見直しを行うことで、本計画に掲げる目標の実現に向けた効果的な取組を推進します。

各年度においては、「新温泉町文化財保存活用地域計画協議会」を毎年1～2回程度開催し、事業計画の内容や進捗状況の確認等を行うとともに、新温泉町の文化財が抱える課題の把握や解決方策の検討を継続的に実施し、社会情勢等を踏まえながら、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。また、災害や被害等が発生した場合には、第6章の防災・防犯に関する方針・方策を点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

以上の点を踏まえ、進行管理計画としては、原則として、本計画期間においては、令和8・11・13年度(2026・2029・2031年度)の3回の計画内容の見直しを予定します。前期の最終年度となる令和8年度(2026年度)、中期の最終年度となる令和11年度(2029年度)には、各計画期間における事業の進捗状況等を中心とした中間評価を行い、上位・関連計画との整合・調整や社会情勢の変化への対応の必要性、事業計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて措置の内容を中心に見直し、計画の変更を行うこととします。特に令和8年度(2026年度)については、第3次総合計画等との整合・調整のもとに、次項に示す成果目標の見直しを行います。また、本計画の計画期間の最終年度となる令和13年度(2031年度)には、計画期間全体における計画内容の実施状況の確認と評価を行い、新温泉町における文化財の保存・活用に係る課題や方針等を再検討し、計画全体を見直して、第2次計画を作成します。

なお、令和8・11・13年度(2026・2029・2031年度)に実施する評価の結果は、新温泉町ホームページ等で公表して進捗状況を広く周知することで、多くの町民等の理解と協力を得ながら計画を推進していくこととします。

年度		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14～ 2032～	
総合計画	基本構想	第2次			第3次						
	基本計画	第2次後期			第3次前期※						第3次後期
地方創生 総合戦略		第2期			第3期※						第4期
				↓ 第3次総合計画及び第3期地方創生総合戦略の内容の反映					↓ 第3次総合計画後期基本計画及び第4期地方創生総合戦略の内容の反映		
	進行管理	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・前期計画の進捗評価 ・成果目標の見直し ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・中期計画の進捗評価 ・必要に応じて事業の見直し ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・第1次計画の成果の評価 ・第2次計画の作成 ・年度事業の実施状況の確認 ▽		
文化財 保存活用 地域計画		前期			○ 一部見直し	中期		○ 一部見直し	○ 計画全体の見直し	第2次計画	

※第3次総合計画及び地方創生総合戦略第3期の計画期間は予定

図 7-3 計画の進行管理の枠組み

## (2) 進行管理の方法

第3章では、目標とする「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ーふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ”ー」を実現するために3つの基本方針を設定し、そのもとに10の方針を設定しました。そして、第5章では、これらの方針をもとに計画期間において実施する措置を設定しました。

本計画に位置付けた措置の効果を客観的に評価し、次のステップの措置につなげていくため、表7-3及び表7-4の2種類の成果目標を設定します。なお、一部の成果目標は、『第2次新温泉町総合計画』において設定する目標値を用いているため、成果目標の目標年次は令和8年(2026)としています。令和8年(2026)に、次期総合計画の作成のために実施するアンケート調査の結果を踏まえて、令和13年(2031)の目標値を設定することとします。

表7-3の成果目標は、本計画に基づく取組を通じて目指す目標が達成されているかを計測するための指標です。3つの基本方針ごとに合計7つの指標・目標値を設定し、目標年次とする令和8年(2026)に達成状況を計測・評価します。

表7-4の成果目標は、表7-3の成果目標の達成に向けて、各年度において事業の進捗状況を管理し、継続的に評価・点検のための指標です。3つの基本方針のもとに定めた10の方針とその実現のための措置に基づき、合計34の指標・目標値を設定し、各年度で進捗状況を計測・評価します。

表7-3 R8評価指標と目標値

基本方針	指標	基準値	目標値(R8)	備考
基本方針Ⅰ 町内外のさまざまな主体が “つながる”体制をつくる	新温泉町の歴史や文化、自然を誇りに 思う住民の割合の合計	186.2%	200%	※1
	祭り・行事への新温泉町出身者の参加 者数	—	300人	※2
	文化財の保存・活用に係る町外の支援 者数	5,020人	5,500人	※3
基本方針Ⅱ ふるさとの魅力をつくり出 す文化財を未来へと確実に “つなぐ”	将来的にUターンしたいと思う高校生 の割合	31.4%	40%	※4
	新温泉町内の文化財数	2,926件	3,000件	※5
基本方針Ⅲ 文化財を“つなぎ”、多くの 人が訪れたい、住みたい、住み 続けたいと思う環境をつくる	観光入込客数	935千人/年	1,200千人/年	※6
	新温泉町に「自分のまち」としての愛着 を感じている住民の割合	82.4%	90%	※7

- ※1：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する住民アンケート」により計測する。設問「新温泉町の好きなところ・誇れるところは何か(3つまで)」に対して、「1 まちに歴史や伝統が感じられる」、「2 自然環境がよい」、「3 新鮮な海産物等おいしい食がある」、「4 豊かな温泉が身近にある」を回答した住民の割合の合計値を指標とします。なお、『第2次新温泉町総合計画』の作成時の回答割合は、1：9.6%、2：56.5%、3：67.0%、4：53.1%でした。(基準値：令和2年(2020))
- ※2：文化財の指定等を受けている無形の民俗文化財(23件)を対象とし、新温泉町出身者の参加者数は、地元出身者で、帰省して運営に参加する人及び観衆として参加する人の人数とします。
- ※3：町外の担い手・支援者数を、ここでは便宜上「①地域交流事業参加者数(町外からの参加者数)」、「②歴史・文化・自然を用途としたふるさと納税者数」、「③町外居住の新温泉町観光大使任命者数」、「④新温泉町公式facebookフォロワー数」の合計値とします。②は、用途を「自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業」、「但馬牛・松葉かに・ホテルイカ等地域特産物の振興に関する事業」、「伝統文化の振興に関する事業」、「その他まちの活性化に関する事業」としたふるさと納税の納税者数とします。納税者数は「納税件数÷1人当たりの平均寄付件数」(1人当たりの平均寄付件数=町全体の寄付件数÷町全体の納税件数)で算出します。(基準値：令和4年(2022)、①：73人、②：3,625人、③：59人、④：1,263人)
- ※4：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する高校生アンケート」により計測する。設問「進学・就職で新温泉町を離れても、将来は故郷にUターンする気持ちがありますか」に対して、「Uターンしたい」と回答した高校生の割合を指標とします。(基準値：令和2年(2020))
- ※5：新温泉町文化財データベースに掲載している文化財の件数とします。(基準値：令和5年(2023))
- ※6：兵庫県観光客動態調査報告書による値とします。(基準値：令和4年度(2022年度))
- ※7：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する住民アンケート」により計測する。設問「新温泉町に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか」に対して「とても愛着を感じている」又は「どちらかというと愛着を感じている」と回答した住民の割合を指標とします。(基準値：令和2年(2020))

表 7-4 継続評価指標と目標値

方針		評価指標	基準値 (R2)	目標値	備考
基本方針 I	方針 I-1 文化財に関わる人の輪を広げる	広報での歴史文化や文化財の紹介	0回/年	4回/年	
		町ホームページの歴史文化や文化財紹介ページへのアクセス数	22,000件	30,000件	※1
		歴史講座等の参加者数	749人/年	1,500人/年	
		説明会・講演会・シンポジウム等の開催	1回/年	1回/年	
		地域交流事業参加者数	0人/年	100人/年	※2
	方針 I-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える	(仮称)新温泉町文化財協力員数	-	63人	※1
		地域運営組織の設立数	2件	9件	※1,2
		(仮称)新温泉町文化財調査ボランティアの登録者数	-	10人	※1
	方針 I-3 さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える	(仮称)新温泉町指定等文化財保存団体協議会の開催	-	1回/年	
		新温泉町ジオパークネットワークの会員数	42団体(人)	45団体(人)	※1
文化財を活かしたまちづくりのための庁内会議の開催		-	1回/年		
基本方針 II	方針 II-1 文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する	文化財の新規把握件数	-	75件	※1
		古文書の調査・整理等	0区/年	1区/年	
	方針 II-2 文化財の次世代の担い手や、保存・活用を中心となる人・団体を育む	学校教育におけるふるさと教育(校外学習・体験学習等)の実施回数	24回/年・校	32回/年・校	
		郷土史講師育成講座の受講者数	0人/年	10人/年	
		教員向け研修会・勉強会の開催回数	1回/年	1回/年	
		歴史文化に係る活動団体数	28団体	31団体	※1
	方針 II-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する	指定等文化財の件数	113件	114件	※1
		民俗文化の記録作成	0件/年	1件/年	
		景観形成補助件数	0件/年	2件/年	※2
	方針 II-4 文化財の防災・防犯体制を強化する	自然公園・景勝の保全活動の実施回数	5回/年	5回/年	
		文化財防災・防火訓練の実施回数	0回/年	1回/年	
		自主防災訓練参加者数	654人/年	3,800人/年	※2
	基本方針 III	方針 III-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす	文化財の活用のための施設整備件数	-	2件
書画・古文書類・民具等の公開・活用事業(特別展等)の開催回数			5回/年	5回/年	
地域活性化事業支援件数			1件/年	4件/年	※2
方針 III-2 文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する		先人記念館入館者数	4,940人/年	7,000人/年	※2
		祭り・行事への観光客等の参加者数	60千人/年	100千人/年	
		食文化を活かした新規事業の件数	-	3件	※1
方針 III-3 認定・選定などの価値づけを積極的に活かす		日本遺産(北前船)に係る関係都市等との連携事業数	3件/年	5件/年	
		日本遺産(麒麟獅子舞)に係る関係都市等との連携事業数	10件/年	10件/年	
		山陰海岸ジオパークに係る関係都市等との連携事業数	6件/年	10件/年	
		農業遺産に係る関係都市等との連携事業数	3件/年	5件/年	

※1：令和8年度の目標値。

※2：『第2次新温泉町総合計画』に基づく指標及び目標値。